



三重県公報

令和4年11月4日 (金)

第 360 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
64	三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 企 画 課)	2
告 示			
729	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	13
公 安 委 告 示			
28	駐車監視員資格者講習及び認定考査の実施	(公 安 委 員 会)	13
公 告			
	三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）及び同計画（ニホンジカ）の策定	(獣 害 対 策 課)	15
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行った旨	(同)	15
	地域森林計画をたてる旨及びその案の縦覧	(森 林 ・ 林 業 経 営 課)	15
	地域森林計画を変更する旨及びその案の縦覧	(同)	16
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	16
	二級建築士の免許を取り消した旨	(建 築 開 発 課)	16
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(宿 泊 ・ 自 宅 療 養 プ ロ ジ ェ ク ト チ ーム)	16

規 則

三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年十一月四日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十四号

三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県産業廃棄物税条例施行規則（平成十三年三重県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(再生施設等)</p> <p>第七条 条例第八条第二項の規則で定める再生施設は、次の各号に掲げる中間処理施設とする。</p> <p>一 産業廃棄物の種類及び処分の方法ごとに、別表第一に掲げる算式により算定して得た数値（以下「再生率」という。）が〇・九以上の中間処理施設（その使用が開始された日から三月を経過したものに限る。）であることを、当該中間処理施設の設置者の申出に基づき知事が認定したもの</p> <p>二 廃棄物処理法施行令第二条第二号又は第九号に掲げる産業廃棄物を破碎する中間処理施設</p> <p>三 廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる廃棄物のうち汚泥、廃油、廃酸及び廃アルカリ並びに廃棄物処理法施行令第二条第一号、第四号又は第十号に掲げる産業廃棄物を発酵（メタン発酵を除く。）させる中間処理施設</p> <p>2 条例第八条第二項の規則で定めるエネルギーを回収する施設は、メタン発酵施設であつて、当該施設について別表第二に掲げる算式により算定して得た数値（以下「メタン回収ガス発生率」という。）が一〇七以上であることを当該施設の設置者の申出に基づき知事が認定したもの（その使用が開始された日から三月を経過したものに限る。）とする。</p> <p>3 第一項第一号に規定する申出は課税期間ごとに再生施設申出書（第二号様式）により、前項に規定する申出は課税期間ごとにメタン発酵施設申出書（第二号様式の二）により行うものとする。</p> <p>(帳簿記載義務)</p> <p>第九条 産業廃棄物税の納税義務者は、産業廃棄物の搬入に係る事業所ごとに、次に掲げる事項を産業廃棄物の搬入の都度帳簿に記載しなければならない。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 第三号の中間処理施設が、第七條第一項及び第二項に規定する再生施設等に該当する場合にあつては、その旨</p> <p>2 (略)</p>	<p>(再生施設)</p> <p>第七条 条例第八条第二項の規則で定める再生施設は、次の各号に掲げる中間処理施設とする。</p> <p>一 産業廃棄物の種類及び処分の方法ごとに、別表第一に掲げる算式により算定して得た数値（以下「再生率」という。）が〇・九以上の中間処理施設（その使用が開始された日から三月を経過したものに限る。）であることを、当該中間処理施設の設置者の申出に基づき知事が認定したもの</p> <p>一 廃棄物処理法施行令第二条第九号に掲げる産業廃棄物を破碎する中間処理施設</p> <p>2 前項第一号に規定する申出は、課税期間ごとに再生施設申出書（第二号様式）により行うものとする。</p> <p>(帳簿記載義務)</p> <p>第九条 産業廃棄物税の納税義務者は、産業廃棄物の搬入に係る事業所ごとに、次に掲げる事項を産業廃棄物の搬入の都度帳簿に記載しなければならない。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 第三号の中間処理施設が、前条第一項に規定する再生施設に該当する場合にあつては、その旨</p> <p>2 (略)</p>

別表を別表第一とし、同表の次に次の表を加える。

別表第二（第七条関係）

$$A = (B \times (C \div 50)) \div D$$

この算式において、A、B、C及びDはそれぞれ次の数値を表すものとする。

- A メタン回収ガス発生率（単位 標準状態に換算した立方メートル毎トン）
- B 当該メタン発酵施設に搬入された産業廃棄物が当該メタン発酵施設で処分された後に回収されるメタン回収ガスのうち、実績期間内において、当該メタン発酵施設の設置者が他人に売り渡し、又は自ら利用したものの体積（単位 標準状態に換算した立方メートル）
- C 実績期間内に当該メタン発酵施設から回収されたメタン回収ガスのメタン濃度（単位 体積パーセント）
- D 実績期間内に当該メタン発酵施設に搬入された産業廃棄物の重量（単位 トン）

備考

- 一 この表において「実績期間」とは、第七条第一項第三号に規定する申出に係る課税期間の初日から起算して二年前の日が属する課税期間（当該課税期間の初日において当該エネルギーを回収する施設の使用が開始されていない場合にあつては、当該申出の日前一年間）をいう。
- 二 当該算式による算定により難しい場合は、次に示す算式により得た数値が一〇以上であること。

$$A = (B \times (C \div 50) \times 17900 \times 0.46) \div D \times 100$$

この算式において、A、B、C及びDはそれぞれ次の数値を表すものとする。

- A 熱回収率（単位 パーセント）
- B 当該メタン発酵施設に搬入された産業廃棄物が当該メタン発酵施設で処分された後に回収されるメタン回収ガスのうち、実績期間内において、当該メタン発酵施設の設置者が他人に売り渡し、又は自ら利用したものの体積（単位 標準状態に換算した立方メートル）
- C 実績期間内に当該メタン発酵施設から回収されたメタン回収ガスのメタン濃度（単位 体積パーセント）
- D 実績期間内に当該メタン発酵施設に搬入した産業廃棄物の発熱量（単位 キロジュール）

第1号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

受付印 年 月 日 三重県知事 宛て	申 出 者	住所又は所在地	〒 (電話)
		氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
		事業所の名称及び所在地	〒
		担当者の氏名	(電話)
再生施設申出書			
中間処理施設	名 称		
	所 在 地		
	処分業の許可年月日及び許可番号	年 月 日	
申出に係る産業廃棄物の種類			
申出に係る産業廃棄物の処分の方法			
申出に係る課税期間		年 月 日から 年 月 日まで	
再生品の名称			
再生品のうち、実績期間内において他人に売り渡したものの重量①		(明細は別表のとおり)	トン
再生品のうち、実績期間内において自ら利用したものの重量②			トン
実績期間内に中間処理施設から排出された産業廃棄物	重 量 ③		トン
	種 類		
	処分の委託先	名 称	
		所 在 地	
処 分 の 方 法			
再生率(①+②)÷(①+②+③)			

(規格A4)

- 注1 この申出書は、三重県産業廃棄物税条例施行規則（以下「規則」という。）第7条第1項第1号に規定する申出を行う場合に使用してください。
- 2 この申出書には、別表を添付してください。
- 3 この申出書は、申出に係る課税期間の初日から起算して3月前までに提出してください。ただし、申出に係る課税期間の初日から起算して2年前の日が属する課税期間の初日において中間処理施設の使用が開始されていない場合にあつては、申出に係る課税期間の初日から起算して1月前までに提出してください。
- 4 この申出書には、「再生品のうち、実績期間内において自ら利用したものの重量②」の欄に記載した内容を確認できる書類等を添付してください。
- 5 「事業所の名称及び所在地」の欄における「事業所」とは、規則第3条に規定する事業所をいいます。
- 6 この申出書における「再生品」とは、中間処理施設に搬入された産業廃棄物が当該中間処理施設で処分された後の有用な物（原材料、部品その他製品の全部若しくは一部として利用することができる物又はその可能性がある物）をいいます。
- 7 この申出書における「実績期間」とは、申出に係る課税期間の初日から起算して2年前の日が属する課税期間をいいます。ただし、当該課税期間の初日において中間処理施設の使用が開始されていない場合にあつては、当該申出の日前1年間をいいます。
- 8 「申出に係る産業廃棄物の種類」の欄及び「実績期間内に中間処理施設から排出された産業廃棄物」の「種類」の欄には、規則第5条の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載してください。
- 9 「申出に係る課税期間」の欄には、課税期間の範囲内において認定を受けようとする期間を記載してください。
- 10 「再生品の名称」の欄には、再生品の品名、規格等を記載してください。
- 11 「再生品のうち、実績期間内において他人に売り渡したものの重量①」の欄には、別表の「合計」の「① トン」の欄の重量（別表が2枚以上になる場合は、それぞれの別表の「合計」の「① トン」の欄の重量を集計した重量）を記載してください。
- 12 「再生品のうち、実績期間内において他人に売り渡したものの重量①」の欄、「再生品のうち、実績期間内において自ら利用したものの重量②」の欄及び「実績期間内に中間処理施設から排出された産業廃棄物」の「重量③」の欄には、トン未満の端数を処理しないで、重量を記載してください。
- 13 「再生率」の欄に記載すべき数値に小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

別表

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名				
申出に係る課税期間		年 月 日から 年 月 日まで		
再生品の売渡しに関する明細書				
再生品の名称				
再生品の売渡先の住所又は所在地				
再生品の売渡先の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名）				
再生品の売渡年月	重 量	売 渡 金 額	備 考	
年 月	トン	円		
年 月	トン	円		
年 月	トン	円		
年 月	トン	円		
年 月	トン	円		
年 月	トン	円		
年 月	トン	円		
年 月	トン	円		
年 月	トン	円		
年 月	トン	円		
年 月	トン	円		
年 月	トン	円		
年 月	トン	円		
合 計	① トン	② 円		

- 注1 この明細書は、再生品及び売渡先ごとに作成してください。
- 2 「重量」の欄には、トン未満の端数を処理しないで、重量を記載してください。
- 3 「売渡金額」の欄には、消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）第29条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を適用して計算した税額をいう。）を含めて記載してください。

（規格A4）

第二号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式の2 (第7条関係)

受付印 年 月 日 三重県知事 宛て	申出者	住所又は所在地	〒 (電話)
		氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
		事業所の名称及び所在地	〒
		担当者の氏名	(電話)
メ タ ン 発 酵 施 設 申 出 書			
中間処理施設	名 称		
	所 在 地		
	処分業の許可年月日及び許可番号	年 月 日	
申出に係る産業廃棄物の種類			
申出に係る産業廃棄物の処分の方法			
申出に係る課税期間		年 月 日から 年 月 日まで	
実績期間内にメタン発酵施設から回収したメタン回収ガスのうち、他人に売り渡した体積①		Nm ³	
実績期間内にメタン発酵施設から回収したメタン回収ガスのうち、自ら利用した体積②		Nm ³	
実績期間内において回収したメタン回収ガスのメタン濃度③		%	
実績期間内においてメタン発酵施設に搬入した産業廃棄物の重量④		トン	
メタン回収ガス発生率 ((①+②) × (③÷50) ÷④) (熱回収率)		Nm ³ /トン (%)	

(規格A4)

- 注1 この申出書は、三重県産業廃棄物税条例施行規則（以下「規則」という。）第7条第2項に規定する申出を行う場合に使用してください。
- 2 この申出における「メタン発酵施設」とは、搬入した産業廃棄物1トンあたりのメタン回収ガス発生率が $107\text{Nm}^3/\text{トン}$ （メタン濃度50%換算、発電効率10%相当）以上の回収能力を有するメタン発酵施設をいいます。
- 3 この申出書は、申出に係る課税期間の初日から起算して3月前までに提出してください。ただし、申出に係る課税期間の初日から起算して2年前の日が属する課税期間の初日において中間処理施設の使用が開始されていない場合にあつては、申出に係る課税期間の初日から起算して1月前までに提出してください。
- 4 この申出書には、実績期間内にメタン発酵施設から回収したメタン回収ガスのうち、他人に売却したガスがある場合には別表1を、自ら利用したガスがある場合には別表2を添付してください。
- 5 「事業所の名称及び所在地」の欄における「事業所」とは、規則第3条に規定する事業所をいいます。
- 6 「申出に係る産業廃棄物の種類」の欄には、規則第5条の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載してください。
- 7 「申出に係る課税期間」の欄には、課税期間の範囲内において認定を受けようとする期間を記載してください。
- 8 この申出書における「実績期間」とは、申出に係る課税期間の初日から起算して2年前の日が属する課税期間をいいます。ただし、当該課税期間の初日においてメタン発酵施設の使用が開始されていない場合にあつては、当該申出の日前1年間をいいます。
- 9 「実績期間内にメタン発酵施設から回収したメタン回収ガスのうち、他人に売り渡した体積①」の欄には、別表1の「合計」の「① Nm^3 」の欄の体積（別表1が2枚以上になる場合は、それぞれの別表1の「合計」の「① Nm^3 」の欄の体積を集計した体積）を記載してください。
- 10 「実績期間内にメタン発酵施設から回収したメタン回収ガスのうち、自ら利用した体積②」の欄には、別表2の「合計」の「② Nm^3 」の欄の体積（別表2が2枚以上になる場合は、それぞれの別表2の「合計」の「② Nm^3 」の欄の体積を集計した体積）を記載してください。
- 11 「実績期間内において回収したメタンガス濃度③」の欄には、当該メタン発酵施設から回収したメタン回収ガスのメタン濃度の年平均値（月平均濃度の加重平均値）を記載してください。
- 12 「メタン回収ガス発生率」の欄に記載すべき数値に小数点第2位以下の端数があるときは、その端数を切捨ててください。なお、規則別表第2備考欄の2の算式による場合には、熱回収率の欄も記載し、その数値が10以上であることを証する書類等を添付してください。

別表 1

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名					
申出に係る課税期間		年 月 日から 年 月 日まで			
メタン回収ガスの売渡に関する明細書					
メタン回収ガスの売渡先の住所又は所在地					
メタン回収ガスの売渡先の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）					
メタン回収ガスの売渡年月	体積	濃度 (月平均)	売渡金額	備考	
年 月	Nm ³	%	円		
年 月	Nm ³	%	円		
年 月	Nm ³	%	円		
年 月	Nm ³	%	円		
年 月	Nm ³	%	円		
年 月	Nm ³	%	円		
年 月	Nm ³	%	円		
年 月	Nm ³	%	円		
年 月	Nm ³	%	円		
年 月	Nm ³	%	円		
年 月	Nm ³	%	円		
年 月	Nm ³	%	円		
年 月	Nm ³	%	円		
合計	① Nm ³	% (年平均)	円		

- 注 1 この明細書は、売渡先ごとに作成してください。
- 2 「体積」の欄には、小数点第2位までの体積を記載してください。
- 3 「売渡金額」の欄には、消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）第29条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を適用して計算した税額をいう。）を含めて記載してください。

(規格 A 4)

別表 2

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名					
申出に係る課税期間		年 月 日から 年 月 日まで			
メタン回収ガスの自ら利用に関する明細書					
メタン回収ガスの自ら利用の方法					
メタン回収ガスの利用年月	体積	濃度 (月平均)	発電量	備考	
年 月	Nm ³	%	MW		
年 月	Nm ³	%	MW		
年 月	Nm ³	%	MW		
年 月	Nm ³	%	MW		
年 月	Nm ³	%	MW		
年 月	Nm ³	%	MW		
年 月	Nm ³	%	MW		
年 月	Nm ³	%	MW		
年 月	Nm ³	%	MW		
年 月	Nm ³	%	MW		
年 月	Nm ³	%	MW		
年 月	Nm ³	%	MW		
年 月	Nm ³	%	MW		
合計	② Nm ³	% (年平均)	MW		

- 注 1 この明細書は、自ら利用の方法ごとに作成してください。
- 2 「体積」の欄には、小数点第 2 位までの体積を記載してください。
- 3 自ら利用により発電を行う場合にあつては、発電量を記載し、当該発電に係る明細を添付してください。

(規格 A 4)

第四号様式中「再生施設」を「再生施設等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和五年一月一日から施行する。
- 2 三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第二十四号）附則第二項の規定により、規則で定めるエネルギーを回収する施設に係る規則で定めるところによる中間処理施設の設置者からの申出及びこれに基づく知事の認定並びにこれらに関し必要な手続その他の準備行為をする場合には、この規則による改正後の三重県産業廃棄物税条例施行規則第七条第一項及び第三項の規定の例により行うものとする。

告 示

三重県告示第 729 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 4 年 11 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宮の上地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
- 2 区域の所在地
尾鷲市宮ノ上町
- 3 区域の土地の表示
尾鷲市宮ノ上町 1375 番 3 の一部、1376 番 7 の一部、1376 番 8 の一部、1376 番 13 の一部、1376 番 17 の一部、1376 番 18 の一部及び 1376 番 25 の一部の土地

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 28 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イの規定による講習（以下「駐車監視員資格者講習」といいます。）及び同号ロの規定による認定（以下「認定考査」といいます。）を次のとおり実施します。

令和 4 年 11 月 4 日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

- 1 駐車監視員資格者講習
 - (1) 実施日時

第 1 日	令和 4 年 12 月 8 日（木）午前 8 時 40 分から午後 6 時まで
第 2 日	令和 4 年 12 月 9 日（金）午前 8 時 40 分から午後 6 時まで
修了考査	令和 4 年 12 月 16 日（金）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで
 - (2) 実施場所
三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部（7 階東小会議室）
 - (3) 受講定員
15 名（申込者多数の場合は、定員に達した時点で締め切ります。）
 - (4) 受講手続
 - ア 申込期間
令和 4 年 11 月 14 日（月）から同年 12 月 6 日（火）まで（三重県の休日をも定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 申込先

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

ウ 申込方法

駐車監視員資格者講習受講申込書に必要事項を記載の上、写真 2 枚（受講の申込み前 6 月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、受講者本人が申し込んでください。

なお、このとき、受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

エ 講習手数料

20,000 円分の三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申込時に納付してください。

なお、既納の講習手数料は、返還しません。

オ 申込書等の配布場所

駐車監視員資格者講習受講申込書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課若しくは地域交通課で配布しています。

(5) その他

2 日間の講習を受講し、修了考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

2 認定考査

(1) 実施日時

令和 4 年 12 月 16 日（金）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで

(2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部（7 階東小会議室）

(3) 受検資格

次のいずれかに該当する者

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して 5 年以上である者

ウ ア又はイに掲げる者と同等の経歴を有する者

(4) 受検手続

ア 申請期間

令和 4 年 11 月 14 日（月）から同年 12 月 6 日（火）まで（三重県の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 申請先

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

ウ 申請方法

認定申請書に必要事項を記載の上、写真 2 枚（受検の申請前 6 月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、受検者本人が申請してください。

なお、このとき、受検者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）及び(3)アからウまでのいずれかに該当することを証する書面（経歴書、人事記録証明書等）を持参してください。

エ 申請手数料

4,500 円分の三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申請時に納付してください。

なお、既納の申請手数料は、返還しません。

オ 申請書等の配布場所

認定申請書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課若しくは地域交通課で配布しています。

(5) その他

認定考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な認定書を交付します。

3 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係（電話 059-222-0110 内線 5141）へお問い合わせください。

4 その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、駐車監視員資格者講習及び認定考査を延期又は中止する場合があります。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条の 2 第 1 項の規定により三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）及び同計画（ニホンジカ）を次のとおり策定しましたので、同条第 4 項で準用する同法第 4 条第 5 項の規定により公表します。

令和 4 年 11 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

「次」は省略し、三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）にあつては農林水産部獣害対策課、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、尾鷲農林水産事務所及び熊野農林事務所に、同計画（ニホンジカ）にあつては農林水産部獣害対策課、津農林水産事務所、伊勢農林水産事務所及び尾鷲農林水産事務所に備え置いて縦覧に供します。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 7 第 1 項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行いましたので、同条第 2 項で準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 11 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 変更認定年月日
令和 4 年 10 月 14 日
- 2 変更内容
捕獲従事者の変更
- 3 変更の認定に係る鳥獣捕獲等事業者の名称等
 - (1) 名称
一般社団法人 三重県猟友会
 - (2) 住所
三重県津市桜橋 1 丁目 104 番地
 - (3) 代表者の氏名
中垣 和穂

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により地域森林計画をたてるため、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和 4 年 11 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 森林計画区の名称
尾鷲熊野森林計画区（尾鷲農林水産事務所管内一円及び熊野農林事務所管内一円）
- 2 縦覧場所
津市広明町 13 農林水産部森林・林業経営課
尾鷲市西坂場西町 1 番 1 号 尾鷲農林水産事務所森林・林業室
熊野市井戸町 371 熊野農林事務所森林・林業室
- 3 縦覧期間

令和4年11月4日から同年12月5日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するため、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和4年11月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 森林計画区の名称
南伊勢森林計画区（松阪農林事務所管内一円及び伊勢農林水産事務所管内一円）
- 2 縦覧場所
津市広明町13 農林水産部森林・林業経営課
松阪市高町138 松阪農林事務所森林・林業室
伊勢市勢田町628の2 伊勢農林水産事務所森林・林業室
- 3 縦覧期間
令和4年11月4日から同年12月5日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和4年11月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和4年9月13日から同年11月14日まで
- 3 作業地域
亀山市羽若町

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第3項の規定により公告します。

令和4年11月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 免許の取消しをした年月日
令和4年10月21日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
森井 啓
二級建築士
三重県知事登録第3395号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第1号の規定に基づく申請があったため

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年11月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 物品等の名称 令和4年度下半期新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者等への食料品支

		援セットの購入【単価契約】
2	担 当 部 局	三重県津市広明町 13 番地 医療保健部宿泊・自宅療養プロジェクトチーム
3	落 札 者 決 定 日	令和 4 年 10 月 14 日
4	落 札 者	三重県鈴鹿市白子本町 9 番 30 号 マックスバリュ東海株式会社三重白子事務所 執行役員営業本部第一事業部長 藤本 友也
5	落 札 金 額	入札価格 24,348,000 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和 4 年 9 月 16 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
